

浦臼町環境保全型農業推進方針

平成25年 4月 改訂

北海道樺戸郡浦臼町

1 基本的な考え方

(1) 地域の現状と課題

本町は、北海道の中西部、空知管内のほぼ中央に位置し、総面積101.08 km²の内68%が山林及び原野であり、約34%が田畑等の耕地となっている。

地勢は概ね平坦で所々に高丘があるが、いくつもの川や沼が点在し地味肥沃で気候は内陸性の高温適雨であり大変農耕に適した広大な大地の恩恵を享受し、水稻を中心とした農業を基幹産業として発展を遂げてきた。

現在では、農家戸数225戸、耕地面積3,480haとなっており、水稻の他、小麦や大豆、そば、馬鈴薯などの畑作物、メロンやミニトマト、花きといった施設園芸を組合わせた複合経営が盛んで、多種多様な消費者ニーズに対応した食糧基地としての役割を担っている。

国内のみならず世界的に環境問題への関心が高まる中で、環境に配慮した適正な施肥や耕畜連携等の環境保全型農業を推進することにより、時代に則した農業の持続的な発展に取り組むことが重要な課題となっている。

また、本町には、持続的な営農を通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

さらに、食料の安全性への国民の関心が高まる中、こうした消費者ニーズに対応した良質な農産物を安定的に供給するのみならず、農業がもたらす多面的な効果にも配慮することにより、持続可能な農業の発展を目指すものとする。

(2) 推進の方向

本町で推進を図る環境保全型農業とは、「有機物の施用などによる土づくりに努め、農薬や化学肥料の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環型機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、高品質な農産物の安定生産をめざし、活力ある農業・農村づくりを推進すること」とする。

本町におけるこれまでの環境保全型農業の取組みは、個々の農業者による自主的で点的な取組みにとどまっている。

今後は、幅広い農業者の協力を得つつ、エコファーマー認定希望者の認定支援、環境保全型農業直接支援対策事業の活用等を積極的に推進することにより、環境保全型農業の面的拡大を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷を軽減しつつ、農業・農村の公益機能の保全、消費者から信頼される農産物の生産と農業経営の安定を維持・確立することを目指す。併せてイトミミズをはじめとするミミズ類の生きものと共生する農業生産の推進を図る視点で、水田における冬期湛水管理の取組み等を行いつつ、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

①協議会の協力・助言

環境保全型農業を推進するため、関係機関が一体となった取組みを進めていく必要がある。このため、空知農業改良普及センター中空知支所、ピンネ農業協同組合、中空知農業共済組合、浦臼町、農業者代表等により構成されている「浦臼町地域農業再生協議会」が中心となり、環境保全型農業の推進を図る。

また、現在は農業者個々の取組みであるが、環境保全型農業に取り組む農業者等の組織化についても検討を図る。

②浦臼町推進方針講習会の開催

環境保全型農業推進方針を農業者に周知徹底するため、必要に応じて空知農業改良普及センター中空知支所の協力を得て、推進講習会を開催する。

(2) 推進方策

①土づくりと適正な施肥

安全・安心な農産物は健全な土づくりからとの認識のもと、土壌の物理性・化学性・生物性の改善により地力の維持・増進を図り、持続可能な農業生産を目指す。

- 北海道の施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底
- 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- 耕種農家と畜産農家との連携による地域内の有機質資源リサイクルの促進
- 輪作体系の遵守
- 麦かん等のほ場副産物の積極的な利用
- 前作・後作緑肥及び休閑緑肥の導入
- 局所施肥等効率的施肥技術の確立

②効率的な防除

法令遵守のもと、予防・判断・防除を一体的に行うことにより、環境負荷の軽減に努める。

- 法令遵守の徹底と北海道が定める防除基準に基づく農薬の適正使用の推進
- 病害虫発生予察やほ場観察の励行による適期防除の推進
- 抵抗性品種の導入
- 生物農薬やフェロモン剤、マルチフィルム等の有効活用
- 機械除草の実施
- 新技術の適時導入

③その他

農業・農村に対する消費者からの適切な理解確保と、農業者への環境保全型農業に対する意識付けを行う。

- 家畜ふん尿の適切な管理と堆肥としての循環活用
- 環境と調和のとれた農業生産活動環境規範の実践
- 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づくエコファーマーの認定取得による、環境への意識高揚
- クリーニングクロープを組み込んだ合理的な輪作体系の普及・促進
- 水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業などの実施

○農業系廃プラスチックの適正処理

3 作物別生産技術体系

環境保全型農業を推進する作物別の利用技術を次のとおりとする。

作物	技術内容	環境保全に関する効果	その他の効果
水 稲	稲わらの堆肥化施用 局所施肥技術の導入 有機質肥料の施用 生物農薬の利用 除草用動物の利用 適期防除の実施 冬期湛水管理	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬使用回数の低減 冬期における水田生物の増加による土壌への養分補給 副産物の有効利用	実需が求める安全で安心な米の供給 資材費の低減 品質の確保 ミミズ類の生息環境の確保による生物多様性の保全
小 麦	連作の回避 輪作体系の遵守 抵抗性品種の導入 種子更新・適期播種の実施 土壌診断に基づく施肥管理 局所施肥技術の導入 堆肥・緑肥作物の利用	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬使用回数の低減	安全性の高い小麦の供給 実需が求める品質の確保 規格内収量の増加
そ ば	堆肥等有機質資材の施用 土壌診断に基づく施肥管理 局所施肥技術の導入 緑肥作物の利用	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬の不使用	安全性の高いそばの供給 コストの低減
豆 類	輪作体系の遵守 堆肥等有機質資材の施用 局所施肥技術の導入 機械除草技術の導入 緑肥作物の利用	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬使用回数の低減	実需が求める品質の確保 収量の確保による安定供給
果 菜 類 (かぼちゃ等)	堆肥等有機質資材の施用 局所施肥技術の導入 被覆資材の活用 マルチ栽培の活用 適期防除の実施 緑肥作物の利用	化学肥料の削減 化学肥料の適正施用 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減	安全性の高い農産物の安定供給 実需が求める品質の確保 除草効果による労働力の低減
果実的野菜 (メロン まくわうり等)	抵抗性品種栽培・台木利用技術の活用 堆肥等有機質資材の施用 局所施肥技術の導入 被覆資材の活用 マルチ栽培の活用 適期防除の実施 緑肥作物の利用	化学肥料の削減 化学肥料の適正施用 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減	安全性の高い農産物の安定供給 実需が求める品質の確保 除草効果による労働力の低減

4 その他必要な事項

- ① 浦臼町の環境保全型農業の推進に関し必要な事項については、浦臼町地域農業再生協議会で協議し、空知農業改良普及センターの指導・助言を得ながら、取組みを推進する。

② 冬期湛水管理については、その灌漑用水に支障の無い地域においてその推進を図ることとし、11月から翌年3月までの期間概ね2か月以上、地下水やため池等からのポンプアップと畦塗り等により湛水状態の維持・管理に努めるものとする。

また、本方針を周知するための2の(1)の②の講習会等に、併せて冬期湛水管理を実施するにあたっての手法や1の(2)に掲げた本町のイトミミズをはじめとしたミミズ類の生きものの生息状況等について、農業者等に対して周知する。